



第21回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社グローバル・リンク・マネジメント
証券コード：3486

開催日時

2026年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷マークシティイースト内
渋谷エクセルホテル東急 6階
プラネッツルーム

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

Group Mission

投資により未来価値を創出する

人と事業に積極的な投資を行い環境、社会において持続可能な価値を創出し豊かな未来を実現します

Group Vision

世界をリードするサステナブルな企業グループへ

Group Value

No. 1 ・ 挑戦 ・ 共創

Group Culture

Respect ・ Speed ・ Open ・ Clean

Company Mission



不動産を通じて豊かな社会を実現する



テクノロジーで全てのビジネスに革新を

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。このたび、当社第21回定時株主総会招集ご通知をご送付申しあげるにあたり、謹んでご挨拶申しあげます。

当期は2025年中期経営計画「GLM100」の初年度として、売上高は692億円、経常利益は67億円、当期純利益は46億円と、いずれも過去最高を更新し、計画を上回る実績を達成することができました。

当社は2025年に創業20周年を迎え、これまでの事業基盤を礎に、さらなる成長ステージへと歩みを進めております。2040年に向けて策定したグループ長期方針「GLM1000」は、2017年の上場以来維持してきた年平均成長率25%を今後も堅持し、将来的に経常利益1,000億円規模の企業グループとなることを目指すものです。「GLM100」の最終年である2027年12月期には、売上高1,000億円、売上総利益170億円、経常利益100億円を目標としており、2026年12月期においても、業績予想達成に向け着実に取り組んでまいります。

不動産事業領域においては、ESGレジデンスを中心とする開発事業を引き続き成長の基盤としつつ、土地企画事業および再生事業を成長ドライバーとして位置づけ、収益性と資本効率の一層の向上を図ってまいります。

また、DX事業領域においては、不動産事業における業務効率化や一人当たり生産性の向上、収益率の改善に貢献するとともに、他業界の企業に対してもDXソリューションを提供することで、事業ポートフォリオの拡張と企業価値の向上に努めてまいります。

今後も当社は、従来の不動産事業にDX事業を融合させ、経済・社会活動を支える企業として、人材および事業への積極的な投資を行い、環境・社会における持続可能な価値の創出を通じて、未来価値の創出を目指してまいります。

引き続き株主の皆様のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

金 大仲

証券コード 3486
(発信日) 2026年3月11日
(電子提供措置の開始日) 2026年3月3日

株主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
株式会社グローバル・リンク・マネジメント
代表取締役社長 金 大 伸

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.global-link-m.com/ir/library/enterprise/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3486/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「グローバル・リンク・マネジメント」又は「コード」に当社証券コード「3486」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

また、議決権行使につきましては、当日のご出席に代えて書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙又はインターネット等により事前にご行使くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティイースト内
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第21期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第21期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、議決権行使についてのご案内は、【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面の記載事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

『株主総会ポータル[®]』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使
書用紙に記載のQRコード[®]を読み取り簡
単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

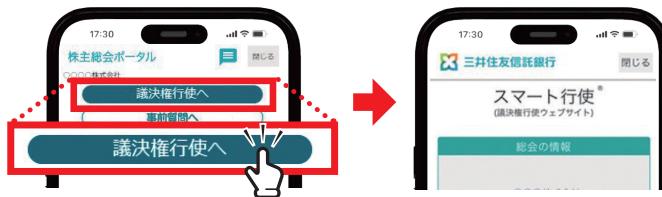
※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が可
能です。



インターネット等による議決権行使期限 **2026年3月26日（木）午後6時まで**

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

◀議決権行使方法▶

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2026年3月19日（木）午後6時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。

いただいたご質問の中で株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、後日、当社ウェブサイトにて取り上げさせていただきます。

招集通知の確認、議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※ 株主様お一人につき、ご質問は3問までとさせていただきます。

※ いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといえます。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

全般的な事業の状況

当連結会計年度（2025年1月1日～2025年12月31日）の連結業績は、開発事業（当社グループの主力商品である新築レジデンスの開発販売）、土地企画事業（土地の企画販売）、再生事業（オフィスビル・中古レジデンスの再生販売）の3事業すべてが、利益計画を上回って進捗いたしました。

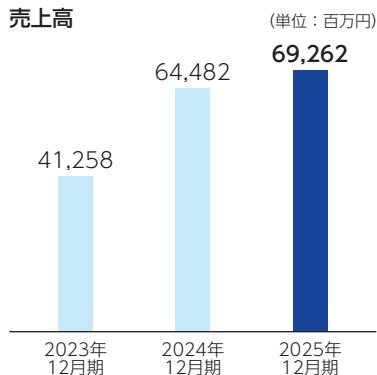
開発事業では、東京23区内を中心に環境に配慮した「レジデンス」を展開し、1棟バルク販売（まとめて販売）を主体として、機関投資家や事業会社等への販売活動を進め、当連結会計年度においては、1,147戸の引渡し完了しました。また、仕入面においても、パイプラインを着実に積み上げ、開発アセット（不動産）の拡大を図り都心型ホテルの開発販売を開始するなど、2025年中期経営計画「GLM100」の達成に向けて、順調に進捗しております。土地企画事業では、当連結会計年度は期初に計画した販売KPI（18件）を上回る22件の土地企画販売を完了しました。当社が仕入れをした土地を物件建設前に企画販売することで、資本効率を高め、建築費高騰などに伴う原価上昇に対応する取組みを継続するとともに、新たに仕入れた土地の隣地等の所有者権利調整等によりバリューアップを実現する取組みも行い、同事業は順調に進捗いたしました。再生事業では、当連結会計年度は4棟のオフィスビルを販売しました。ポストコロナ期における出社回帰や出社と在宅のハイブリッド勤務の標準化の動きが進展する中で、相対的に底堅く推移するオフィス需要を背景に、売上総利益率が期初見込みを上回りました。その結果、期初に計画した販売棟数（7棟）をすべて販売することなく、計画していた売上総利益を達成しました。当連結会計年度に販売を予定していた一部については、2026年12月期以降の販売とすることで、戦略的にバリューアップ期間を確保し、収益の最大化を目指しております。また、当連結会計年度において4棟のオフィスビルと1棟の中古レジデンスを仕入れました。なお、DX事業領域においてIT関連事業を行う子会社であるAtPeak株式会社においては、前連結会計年度に引き続き当連結会計年度も先行投資を実施しており、2027年12月期以降の黒字化を目指しております。

このように各事業が順調に進捗した結果、当連結会計年度における具体的な経営成績は、売上高69,262,846千円（前連結会計年度比7.4%増）、営業利益7,436,860千円（同29.7%増）、経常利益6,739,151千円（同31.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,611,700千円（同35.1%増）となり、期初の業績予想及び2025年11月に公表した修正予想を上回り、過去最高の売上高と利益を更新しました。

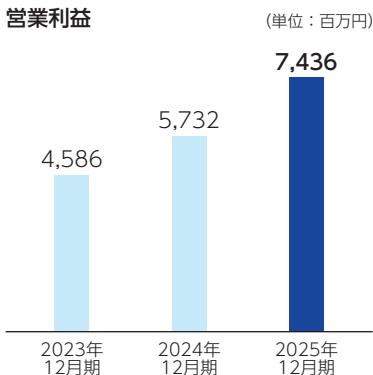
当社グループ方針「GLM1000」及び2025年中期経営計画「GLM100」の達成に向け、成長戦略を着実に推進するとともに、各事業の着実な持続的成長と財務規律の両立を図り、ビジネスモデルの進化を継続的に追求してまいります。なお、当連結会計年度における当社グループの報告セグメントは、不動産ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

■ 業績（主要財務）ハイライト

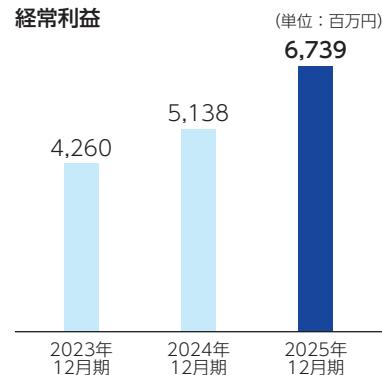
売上高



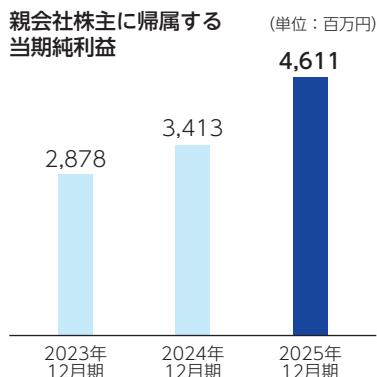
営業利益



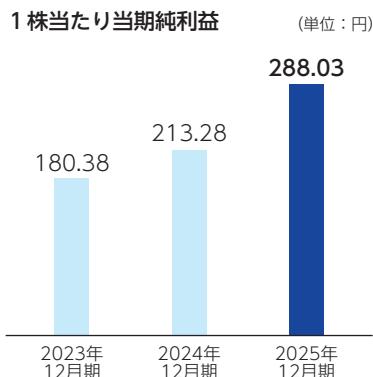
経常利益



親会社株主に帰属する
当期純利益



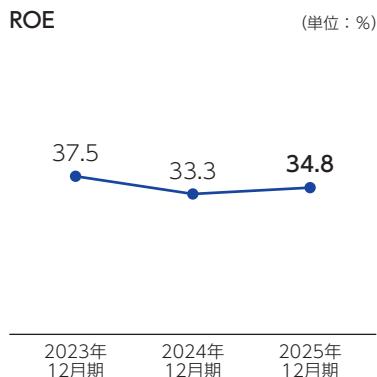
1株当たり当期純利益



総資産／純資産



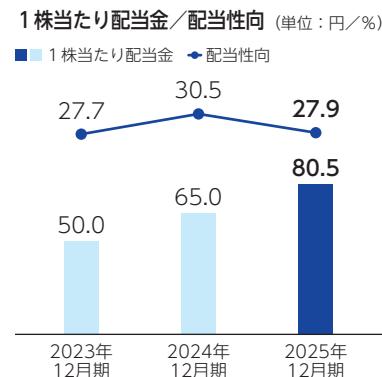
ROE



PBR



1株当たり配当金／配当性向



(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2023年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり配当金を算出しております。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関等より、物件・開発用地の仕入資金として38,618,000千円の借入調達を、納税・運転資金等として7,695,271千円の借入調達を行い、総額46,313,271千円の資金調達を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2022年12月期)	第19期 (2023年12月期)	第20期 (2024年12月期)	第21期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	35,673,388	41,258,887	64,482,059	69,262,846
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	1,458,850	2,878,780	3,413,613	4,611,700
1 株当たり当期純利益 (円)	91.78	180.38	213.28	288.03
総 資 産 (千円)	32,319,788	32,047,535	36,414,637	47,650,771
純 資 産 (千円)	6,446,485	8,939,516	11,617,995	14,986,514
1 株当たり純資産額 (円)	404.38	558.32	722.65	936.00

- (注) 1. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2022年12月期)	第19期 (2023年12月期)	第20期 (2024年12月期)	第21期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	35,545,819	41,129,354	62,224,609	68,786,064
当 期 純 利 益 (千円)	1,453,590	2,846,099	3,672,236	4,988,303
1 株当たり当期純利益 (円)	91.45	178.33	229.44	311.55
総 資 産 (千円)	32,299,475	32,002,975	36,563,372	48,146,969
純 資 産 (千円)	6,440,813	8,898,452	11,832,835	15,572,467
1 株当たり純資産額 (円)	404.51	556.41	736.88	973.82

- (注) 1. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降の会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社G&G Community	10,000千円	60.0%	分譲マンション総合管理業
AtPeak株式会社	11,250千円	80.0%	DX領域におけるIT関連事業

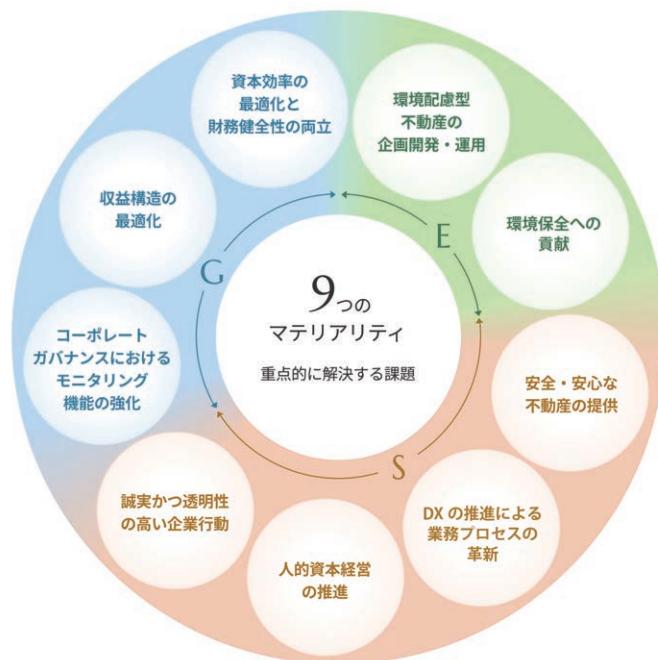
(4) 対処すべき課題「マテリアリティ」

「マテリアリティ」

当社グループは、2023年11月に特定した9つの「マテリアリティ」を、2025年度に改めて見直しました。主な変更点は以下の3点です。

- ①9つの「マテリアリティ」について、GroupMissionおよびグループ方針に合わせた内容に表記を一部変更しました。
- ②2030年を期限としていた時間軸を2025年中期経営計画「GLM100」（＝2027年）に合わせた修正を加えております。
- ③「KGI」を見直し、「GLM100」に合わせた「目標値」を新たに設定いたします。

なお、「KGI」、目標値は、本招集通知作成時において策定中であり、策定次第「2025年12月期有価証券報告書」もしくは「ウェブサイト」に公表予定です。



【マテリアリティ、「GLM100」のあるべき姿／ありたい姿】

マテリアリティ	「GLM100」のあるべき姿／ありたい姿
環境配慮型不動産の企画開発・運用	環境配慮型不動産の開発・提供
人的資本経営の推進	グループ理念に共感し、ともに未来を実現できる環境が整備されている状態
安全・安心な不動産の提供	自然災害に強く防犯性能の高い、安全と安心な環境を備えた自社物件の開発・提供
DXの推進による業務プロセスの革新	AIを活用したDX推進による不動産領域の事業モデルの最適化により、業務の効率性・生産性を向上させ社会課題解決に貢献する
誠実かつ透明性の高い企業行動	①誠実な企業活動により、従業員の誇りNo.1が実現できている ②誠実な企業活動と透明性の高い情報開示により社会から評価されている
環境保全への貢献	脱炭素、生物多様性の保全ならびに資源循環への取り組み推進により、事業を通じた環境保全に貢献している
収益構造の最適化	開発・土地企画・再生の事業基盤を活用し、対象アセットの多様化とSPC開発・運用を展開することで収益機会を拡大して、事業ポートフォリオ経営を通じて飛躍的な成長を実現できている
資本効率の最適化と財務健全性の両立	資本効率の最適化と財務健全性の両立により企業価値が向上している
コーポレートガバナンスにおけるモニタリング機能の強化	監督と経営執行が分離され、取締役会全体としての多様性と備えるべきスキルを充足しており、中長期的な企業価値を向上させるガバナンス機能を発揮している

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

マンションの開発、マンション新築完成物件・中古物件仕入及び開発・仕入をしたマンションの販売、マンションのプロパティマネジメント業務の受託、土地の企画販売、オフィスビルの仕入・賃貸及び販売、IT関連事業

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本 社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

② 子会社

名称	所在地
株式会社G&G Community	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地13
AtPeak株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番 1号

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
155(1)名	5名増(1名減)

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数（契約社員、嘱託社員及び社外から当社への受入出向者を含み、当社から社外への出向者を除く。）を記載しており、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員、季節工など。）は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、不動産ソリューション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの開示上の重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
132(1)名	2名減(1名減)	37.7歳	6.6年

- (注) 使用人数は、就業人員数（契約社員、嘱託社員及び社外から当社への受入出向者を含み、当社から社外への出向者を除く。）を記載しており、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員、季節工など。）は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,928,931千円
株式会社三菱UFJ銀行	3,742,238
オリックス銀行株式会社	1,500,000
株式会社伊予銀行	1,300,000
株式会社東邦銀行	1,200,000
株式会社りそな銀行	1,166,000

(注) 株式会社りそな銀行の借入額には、社債の残高46,000千円を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況及び会社役員の状況等

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 51,200,000株
(注) 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことに伴い、発行可能株式総数は25,600,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 16,043,516株
(注) 1. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことに伴い、発行済株式の総数は8,006,008株増加しております。
2. 譲渡制限付株式報酬としての新株の発行により、発行済株式の総数は31,500株増加しております。

③ 株主数 9,726名 (前期末比2,536名増加)

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社G2A	5,403,000株	33.94%
金 大仲	2,244,300	14.09
富永 康将	677,800	4.25
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN EQUITY PREMIUM FUND OF UBS UNIVERSAL 620373 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	440,000	2.76
由岐 洋輔	430,000	2.70
株式会社谷口工務店	242,200	1.52
鈴木 東洋	234,000	1.46
富田 直樹	220,700	1.38
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	200,000	1.25
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	168,000	1.05

(注) 持株比率は、自己株式(124,520株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	10,000株	2名
執行役員 (委任型執行役員を除く。)	21,500株	8名

(注) 1. 当社の株式報酬等の内容につきましては、事業報告「(3) 会社役員の状況 ⑤ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しております。

2. 本表は、交付時点での株式数を記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2024年11月14日
新株予約権の数		970個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 2		普通株式194,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 2		新株予約権1個当たり286,000円 (1株当たり1,430円)
権利行使期間		2026年12月3日から 2034年11月14日まで
行使の条件		(注) 1
取締役の (注) 2 保有状況	当社取締役 (注) 3	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権は、行使条件として、予め定める中期経営計画における業績目標の達成が付されており、その目標が達成されることは、当社グループの企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しております。
 - (2) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。
 - (3) 新株予約権者の相続人による行使は認めないものとします。
 - (4) 新株予約権の割当てを受けた者は、割当日から権利行使時までの期間継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位（以下、「役職等の地位」という。）にある場合に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、権利行使条件達成後、権利行使期間内に役職等の地位を喪失した場合において、正当な事由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
2. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「取締役の保有状況」については、当該株式分割を反映した株式の数及び価額で記載しております。
3. 取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 大仲	(株)G2A 代表取締役 AtPeak(株) 代表取締役社長
取締役	笠原 一郎	セントラル短資(株) 監査役
取締役 (監査等委員・常勤)	杉谷 仁司	
取締役 (監査等委員)	琴 基浩	琴税理士事務所 所長 (株)グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役
取締役 (監査等委員)	中西 和幸	田辺総合法律事務所 パートナー
取締役 (監査等委員)	板倉 麻貴	公認会計士・税理士板倉麻貴事務所 代表

- (注) 1. 取締役 (監査等委員・常勤) 杉谷仁司氏、取締役 (監査等委員) 琴基浩氏、取締役 (監査等委員) 中西和幸氏、取締役 (監査等委員) 板倉麻貴氏は、社外取締役であります。なお、コーポレート・ガバナンスの強化、監査機能の強化のため、取締役 (監査等委員) 杉谷仁司氏を常勤の取締役 (監査等委員) に選定しております。
2. 取締役 (監査等委員) 琴基浩氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 中西和幸氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しております。
4. 取締役 (監査等委員) 板倉麻貴氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
5. 当社は、社外取締役杉谷仁司氏、琴基浩氏、中西和幸氏、板倉麻貴氏の4名を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 板倉麻貴氏の戸籍上の氏名は、綿引麻貴であります。
7. 2025年3月27日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって取締役 富永康将氏、鈴木東洋氏及び富田直樹氏は任期満了により退任しております。

② 当事業年度中に就任した新任取締役

氏名	就任前	就任後	就任年月日
笠原 一郎	執行役員	取締役	2025年3月27日
板倉 麻貴		取締役 (監査等委員)	2025年3月27日

(注) 板倉麻貴氏の戸籍上の氏名は、綿引麻貴であります。

(参考) 2025年12月31日現在、執行役員の氏名等は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
上席執行役員	富永 康将	再生事業
上席執行役員	平山 彰悟	開発事業 IT戦略
執行役員	鈴木 東洋	経営管理 経理

会社における地位	氏名	担当
執行役員	小澤ひろこ	サステナビリティ推進
執行役員	飯利 誠	財務
執行役員	鈴木 英司	開発事業
執行役員	竹内 文弥	経営企画
執行役員	松尾しのぶ	人事総務

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役杉谷仁司氏、琴基浩氏、中西和幸氏、板倉麻貴氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。

⑤ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬等

当社は、2025年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を一部改定のうえ、決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は次のとおりです。

a. 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬及び非金銭報酬等を除く。）に関する方針

当社の取締役における、個人別固定報酬の額につきましては、評価結果、役位、職責、在籍年数等に応じて、他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、総合的に勘案し、取締役会の決議により決定します。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、年額300百万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社の取締役における、業績連動報酬（賞与）につきましては、2020年2月21日開催の取締役会決議により、新たに導入しており、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会決議に基づき、固定報酬と合計して年額300百万円以内の範囲で支給することとしております。

中期経営計画の数値目標の1つとして掲げている経常利益を指標とし、原則として、各事業年度における期初の連結経常利益目標達成時に支給することとしております。

各取締役への支給額は、一人あたりの上限を年間報酬の20%に設定し、各取締役への支給額を、その範

囲内で、会社業績及び個人評価等に基づき、指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、取締役会の決議により決定します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社では、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、当社の取締役(以下「対象取締役」という。)に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内と決議しております。

なお、譲渡制限付株式の割当については下記のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。(当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、総数200,000株から総数400,000株へ変更となっております。)

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は、株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を、当該分割比率又は併合比率に応じて合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(i) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対し

て譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)

(ii) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(i)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(iii)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(iii) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(iv) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認され、当該対象取締役が、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、上記のとおり固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬により構成しており、業績目標達成時における固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の比率は、業績目標の達成度合い等を踏まえて決定します。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・ 固定報酬 指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、定時株主総会後の取締役会で決議の上、4月より月例で支給。
- ・ 業績連動報酬 指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、事業年度の実績に基づき、上限額の範囲内で支給金額を決定し、取締役会で決議の上、4月に支給。
- ・ 非金銭報酬 指名報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、4月の取締役会にて譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことについて決議し、5月に割当を実施。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第17回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。本書提出日現在において、当該限度額に基づく報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は4名であります。監査等委員である取締役個々の固定報酬額は、当社の業務に関与する時間と職責を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ハ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	107,274 (-)	68,700 (-)	18,000 (-)	20,574 (-)	5名 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	36,600 (36,600)	36,600 (36,600)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外取締役)	143,874 (36,600)	105,300 (36,600)	18,000 (-)	20,574 (-)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において、年額300百万円以内(この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。
3. 上記の取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は別枠として、2020年3月25日開催の第15回定時株主総会において、業務執行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内として設定する旨決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第17回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
5. 業績連動報酬に係る業績指標は、中期経営計画における指標であることから、経常利益(賞与計上前)を選定しており、その実績は6,757,151千円であります。当該業績連動報酬の額の算定方法は、「イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等 b. 業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。
6. 上記の非金銭報酬等の内訳は、当事業年度における取締役5名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額20,295千円および取締役1名に対する無償ストック・オプションに係る費用計上額279千円であります。
7. 上記の報酬とは別に、公正価値にて払込がなされる有償ストック・オプションを発行しております。
8. 当事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名、取締役(監査等委員)4名ですが、上記の支給人員には、2025年3月27日をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名が含まれております。

6 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査等委員である取締役琴基浩氏は、税理士であり、琴税理士事務所の所長、株式会社グローバルビジネスコンサルタントの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査等委員である取締役中西和幸氏は、弁護士であり、田辺総合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査等委員である取締役板倉麻貴氏は、公認会計士および税理士であり、公認会計士・税理士板倉麻貴事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

役員区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った業務の概要
監査等委員である取締役	杉谷 仁 司	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会12回、及び指名報酬諮問委員会13回全てに出席しました。 常勤の監査等委員として、取締役会、監査等委員会及び社内重要会議体に参加し、長年にわたる金融機関での豊富な経験や、上場企業の取締役及び監査等委員を歴任した経験に基づく知識に基づき、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査等委員である取締役	琴 基 浩	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会12回、及び指名報酬諮問委員会13回全てに出席しました。 取締役会及び監査等委員会では、税理士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査等委員である取締役	中 西 和 幸	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会12回、及び指名報酬諮問委員会13回全てに出席しました。 取締役会及び監査等委員会では、弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

役員区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った業務の概要
監査等委員である取締役	板倉麻貴	<p>当事業年度に開催された就任後の取締役会13回、監査等委員会10回、及び指名報酬諮問委員会10回全てに出席しました。</p> <p>取締役会及び監査等委員会では、公認会計士・税理士としての専門的見地から、積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

- (注) 1. 上記の取締役会の開催の他、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 板倉麻貴氏の戸籍上の氏名は、綿引麻貴であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	監査証明業務	非監査証明業務
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,365千円	3,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,365千円	3,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積り等の算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬1,165千円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営の健全性を維持しつつ、経営の効率化、経営環境の変化に対する柔軟な対応を図り、迅速に意思決定をすることにより企業価値を向上させることがステークホルダーとの協働につながると考えております。そのためには、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

(内部統制システム整備の状況)

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスを経営上の基本方針と定め、取締役及び使用人は法令及び定款の遵守はもとより、企業倫理及び社会的規範の遵守に努める。
- ②取締役等を委員とするリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理及びコンプライアンスについての方針・企画・立案・推進に関する審議・協議を行う。
- ③業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、当社および関係会社における内部統制の維持および向上を図るため、業務監査を実施し、監査結果については監査等委員会、取締役会及び代表取締役社長へ報告を行う。
- ④内部通報制度を設け、取締役及び使用人に通報窓口の存在を周知し、コンプライアンス上の問題の早期発見及び未然防止に努める。なお、当該窓口を利用した者が、利用したことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、会社を挙げて毅然とした態度で対応する。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を法令及び社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証する。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①潜在的なリスクを特定、分析、評価するとともに、当社グループにおける「重要リスク」を特定、決議する。これらリスクの未然防止対応については、取締役等が委員を務めるリスク対策・コンプライアンス委員会において定期的にモニタリングする。
- ②顕在化したリスク事象は、取締役等に即時に共有され、必要に応じリスク対策・コンプライアンス委員会において影響を最小化するための対応や再発防止対応を協議する。また同事象が当社グループの定める「緊急事態」に相当する場合、予め定める「事業継続計画」に沿い、迅速かつ適切に対応する。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ②監督と経営執行の分離を明確化するため執行役員制度を採用し、取締役の意思決定と監督機能の強化・業務執行の効率化を図る。なお、執行役員は取締役会の決議に基づき代表取締役社長の指示のもと、業務執行の責任者として業務を執行する。
- ③経営会議を開催し、取締役会付議事項・代表取締役社長決裁事項の事前審議及び経営上の重要事項の審議・協議・報告を行う。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループにおける企業理念を共有するとともに、コンプライアンスの基本方針を周知徹底し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。
- ②「関係会社管理規程」により関係会社に対する管理基準を明確化し、事前承認および報告制度を通じて経営状況の把握と関係会社の適正な業務確保を図る。また、リスク対策・コンプライアンス委員会において、関係会社を含むグループ全体のリスク・コンプライアンスに関する事項について審議・協議を行い、グループ全体の業務の適正を確保する。

F. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ①監査等委員会から要請がある場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。
- ②監査等委員会を補助すべき使用人を置く場合、その異動、評価については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

G. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ①取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、職務執行に関し、法令若しくは定款に違反する重大な事実または当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告を行う。また、内部通報制度に基づく通報窓口として監査等委員を置く。
- ②取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員から要請があった場合は、業務執行に関する事項について、速やかに監査等委員に報告を行う。
- ③監査等委員へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

H. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査等委員の職務執行に伴う費用について、監査等委員会と協議の上一定額の予算を設けるとともに、監査等委員が当社に対し当該費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当

該費用又は債務を処理する。

I. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員は、必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べることができる。また、各種会議の議事録や稟議書等を閲覧し、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について取締役及び使用人に対して説明を求めることができる。
- ②監査等委員は代表取締役社長をはじめ、他の取締役、使用人、内部監査室および会計監査人と定期的な意見交換の場をもち、密接な情報交換及び連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は策定された「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、当社及び当社グループの業務の適正を確保し、かつ、監督と経営執行の分離を明確化する最適な体制を構築し、その運用を行っております。

② コンプライアンス

リスク対策・コンプライアンス委員会を開催し、重要なコンプライアンス上の問題について認識の共有及び議論の実施、担当部門によるコンプライアンスに関する研修・啓発活動の他、外部講師による定期的な研修、経営者による全社的情報発信を行っております。また、内部通報制度に基づく相談窓口の周知徹底や、その他ハラスメント防止活動を組織的に推進しております。

③ リスク管理

リスク対策・コンプライアンス委員会を開催し、全社的なリスクの洗い出しおよび管理を行っております。重要なリスクについては一元的に把握・管理することにより有効かつ効率的なリスク管理体制を運用しております。また、リスク事象が発生した場合には、速やかに「リスク事象報告」を行う体制としており、その後は当該事象に係る再発防止計画の策定および一定期間のモニタリングを実施するなどの管理体制を整備・運用しております。

④ 子会社の経営管理

「関係会社管理規程」に基づき子会社より重要事項の報告を適宜受けております。

⑤ 取締役の職務執行

当期取締役会を17回開催(左記の取締役会の開催の他、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議1回)しており、経営の意思決定機関及び監督機関として活発な議論を行っております。

⑥ 監査等委員会

当期監査等委員会を12回開催しており、業務執行取締役の職務の執行を監査・監督しております。常勤の監査等委員である取締役は経営会議その他の重要会議への出席を通じて、意思決定過程や内容について監督を行っております。内部監査室を直轄することにより業務執行監査の独立性の強化を図るとともに、監査計画等の内容につき指示し、組織的な監査を行っております。なお、内部監査室長を含む所属員の人事異動については監査等委員会の同意を得ることとなっております。また、会計監査人と定期的な情報交換を行い、加えて必要に応じた適宜の情報交換を実施することで相互の連携を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は当事業年度末日時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動状況等を常に注視してまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

①剰余金の利益等の決定に関する基本方針

当社は、企業価値の継続的な向上のため内部留保を確保しつつも、株主還元に関する株主の皆様のご期待にもお応えしていきたいと考えております。

剰余金の配当に関する基本方針（配当方針）としては、安定した配当を継続することを基本とし、事業収益及びキャッシュ・フローの状況を勘案して決定することに加え、配当性向は30%を目標とし、累進的な配当を行うこととしております。

内部留保資金については、既存事業の強化や新規事業展開等、今後の事業展開に向けて活用してまいります。また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の基準日は、6月30日及び12月31日ではありますが、期末配当として年1回の配当を行うことを基本方針としております。

②当期・次期の配当

当連結会計年度末（2025年12月31日）を基準日とする配当金は、2026年2月13日開催の取締役会において、1株につき80円50銭と決議いたしました。これにより、年間の配当金は1株につき80円50銭（前連結会計年度比15円50銭増※）、配当性向は27.9%となります。なお、配当支払開始日については、2026年3月12日を予定しております。

また、2026年12月期の1株当たりの配当金につきましては、年1回の100円00銭(中間配当0円、期末配当100円00銭)を予定しており、2025年12月期の配当金から19円50銭の増配を見込んでおります。これにより、配当性向の予想は31.2%となります。

グループ方針「GLM1000」、中期経営計画「GLM100」を着実に達成し、企業成長とともに上記方針に基づく総合的な株主還元の実現を目指してまいります。

※ 2025年4月1日付で行った普通株式1株につき2株の株式分割を遡及換算しております。

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,942,592	流動負債	13,838,433
現金及び預金	14,564,395	買掛金	26,232
売掛金及び契約資産	80,076	短期借入金	7,944,229
仕掛品	1,713	1年内償還予定の社債	114,400
販売用不動産	3,470,430	1年内返済予定の長期借入金	2,956,148
仕掛販売用不動産	24,021,954	未払金	740,089
貯蔵品	2,061	未払法人税等	1,280,365
前渡金	2,357,122	転貸事業損失引当金	3,483
その他	446,148	その他	773,483
貸倒引当金	△1,309	固定負債	18,825,823
固定資産	2,708,178	社債	38,000
有形固定資産	1,279,283	長期借入金	18,575,033
建物	577,919	転貸事業損失引当金	1,464
土地	665,880	その他	211,325
その他	35,483	負債合計	32,664,256
無形固定資産	65,935	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,362,958	株主資本	14,900,141
投資有価証券	659,825	資本金	610,259
関係会社株式	72,835	資本剰余金	412,759
出資金	170	利益剰余金	14,177,543
繰延税金資産	500,505	自己株式	△300,421
その他	129,622	新株予約権	70,281
資産合計	47,650,771	非支配株主持分	16,092
		純資産合計	14,986,514
		負債純資産合計	47,650,771

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	69,262,846
売上原価	56,853,190
売上総利益	12,409,656
販売費及び一般管理費	4,972,795
営業利益	7,436,860
営業外収益	
持分法による投資利益	1,908
受取配当金	26,352
受取利息	11,383
雑収入	4,978
その他	2,993
	47,617
営業外費用	
支払利息	592,686
支払手数料	142,830
その他	9,809
	745,326
経常利益	6,739,151
税金等調整前当期純利益	6,739,151
法人税、住民税及び事業税	2,192,008
法人税等調整額	△67,546
当期純利益	4,614,690
非支配株主に帰属する当期純利益	2,989
親会社株主に帰属する当期純利益	4,611,700

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	582,192	382,192	10,606,606	△157	11,570,834
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	28,066	28,066			56,133
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減		2,500			2,500
剰 余 金 の 配 当			△1,040,763		△1,040,763
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,611,700		4,611,700
自 己 株 式 の 取 得				△300,263	△300,263
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	28,066	30,566	3,570,937	△300,263	3,329,306
当 期 末 残 高	610,259	412,759	14,177,543	△300,421	14,900,141

	新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	34,057	13,102	11,617,995
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			56,133
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減			2,500
剰 余 金 の 配 当			△1,040,763
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,611,700
自 己 株 式 の 取 得			△300,263
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純 額)	36,223	2,989	39,212
当 期 変 動 額 合 計	36,223	2,989	3,368,519
当 期 末 残 高	70,281	16,092	14,986,514

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	45,417,361	流動負債	13,748,677
現金及び預金	14,456,521	短期借入金	7,944,229
販売用不動産	3,470,430	1年内償還予定の社債	114,400
仕掛販売用不動産	24,021,954	1年内返済予定の長期借入金	2,956,148
貯蔵品	2,061	未払金	710,152
前渡金	2,357,122	未払法人税等	1,278,552
その他	1,110,101	転貸事業損失引当金	3,483
貸倒引当金	△829	その他	741,711
固定資産	2,729,607	固定負債	18,825,823
有形固定資産	1,277,254	社債	38,000
建物	577,919	長期借入金	18,575,033
土地	665,880	転貸事業損失引当金	1,464
その他	33,454	その他	211,325
無形固定資産	98,043	負債合計	32,574,501
投資その他の資産	1,354,309	(純資産の部)	
投資有価証券	659,825	株主資本	15,502,186
関係会社株式	65,000	資本金	610,259
出資金	170	資本剰余金	410,259
繰延税金資産	500,505	資本準備金	410,259
その他	128,809	利益剰余金	14,782,089
		その他利益剰余金	14,782,089
		繰越利益剰余金	14,782,089
		自己株式	△300,421
		新株予約権	70,281
資産合計	48,146,969	純資産合計	15,572,467
		負債純資産合計	48,146,969

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	68,786,064
売 上 原 価	56,405,090
売 上 総 利 益	12,380,974
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,580,444
営 業 利 益	7,800,529
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	20,744
受 取 配 当 金	26,352
そ の 他	7,589
	54,686
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	592,686
支 払 手 数 料	142,830
そ の 他	9,801
	745,318
経 常 利 益	7,109,897
税 引 前 当 期 純 利 益	7,109,897
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,189,140
法 人 税 等 調 整 額	△67,546
当 期 純 利 益	4,988,303

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	582,192	382,192	382,192	10,834,549	10,834,549	△157	11,798,777
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	28,066	28,066	28,066				56,133
剰余金の配当				△1,040,763	△1,040,763		△1,040,763
当 期 純 利 益				4,988,303	4,988,303		4,988,303
自己株式の取得						△300,263	△300,263
株主資本以外の の当期変動額 (純額)							—
当期変動額合計	28,066	28,066	28,066	3,947,539	3,947,539	△300,263	3,703,409
当 期 末 残 高	610,259	410,259	410,259	14,782,089	14,782,089	△300,421	15,502,186

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	34,057	11,832,835
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		56,133
剰余金の配当		△1,040,763
当 期 純 利 益		4,988,303
自己株式の取得		△300,263
株主資本以外の の当期変動額 (純額)	36,223	36,223
当期変動額合計	36,223	3,739,632
当 期 末 残 高	70,281	15,572,467

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 賀 恒 一 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 久 保 照 代

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバル・リンク・マネジメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒 一 郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 久 保 照 代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2025年1月1日から2025年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント
監査等委員会

常勤監査等委員	杉	谷	仁	司	㊟
監査等委員	琴		基	浩	㊟
監査等委員	中	西	和	幸	㊟
監査等委員	板	倉	麻	貴	㊟

(注) 監査等委員 杉谷 仁司、琴 基浩、中西 和幸及び板倉 麻貴は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化、充実を図るため社外取締役を1名増員することとし、取締役3名（うち社外取締役1名）の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、当社監査等委員会は、取締役会の監督と経営執行の在り方及び取締役候補者の選任基準等を確認し、検討しました。その結果、各候補者の選任に係る審議・決定プロセスは適切であり、かつ、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における 地位及び担当	取締役会 出席回数 (当事業年度)
1	きむ 金 大仲	再任 男性	代表取締役社長 指名報酬諮問委員	17/17回
2	かさばら 笠原 一郎	再任 男性	取締役	13/13回
3	おおやま 大山 真未	新任 社外 独立 女性	—	—

1

きむ てじゅん
金 大仲

(1974年6月2日生) 男性

所有株式数
 取締役会出席状況
 在籍年数

2,244,300株
 17/17回
 21年



再任

略歴、当社における地位及び担当

1997年 4月 (株) 商工ファンド入社
 1997年 10月 (株) テイマン入社
 2003年 12月 (株) ディベックス入社
 2005年 3月 当社設立 当社代表取締役
 2007年 11月 (株) グローバル・リンク・パートナーズ 代表取締役
 2015年 10月 当社代表取締役社長
 2015年 11月 (株) G2A 代表取締役 (現任)
 2016年 8月 (株) グローバル・リンク・パートナーズ 取締役
 2023年 12月 AtPeak (株) 代表取締役
 2024年 1月 当社 代表取締役社長執行役員
 2024年 8月 AtPeak (株) 代表取締役社長 (現任)
 2025年 3月 当社 代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

(株) G2A 代表取締役
 AtPeak (株) 代表取締役社長

2

かさほら いちろう
笠原 一郎

(1957年9月29日生) 男性

所有株式数
 取締役会出席状況
 在籍年数

2,500株
 13/13回
 1年



再任

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月 日本証券金融 (株) 入社
 2007年 6月 同社 融資部長
 2008年 6月 同社 コンプライアンス統括部長
 2009年 6月 同社 執行役員 コンプライアンス統括部長
 2011年 6月 同社 執行役員 貸借取引部長
 2013年 6月 同社 上席執行役員 貸借取引部長
 2014年 6月 日本電子計算 (株) 取締役上席執行役員 (CCO)
 2017年 7月 全国情報サービス産業企業年金基金理事 資産運用検討委員会委員
 2019年 6月 日本電子計算 (株) 取締役常務執行役員 (CFO・CRO)
 2019年 6月 JIPテクノサイエンス (株) 監査役
 2020年 6月 日証金信託銀行 (株) 常勤監査役
 2023年 6月 セントラル短資 (株) 監査役 (現任)
 2024年 7月 当社 執行役員
 2025年 3月 当社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

セントラル短資 (株) 監査役



新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 科学技術庁（研究開発局宇宙企画課） 入庁
 1992年 7月 英国ケンブリッジ大学大学院留学（国際関係論修士取得）
 1994年 8月 科学技術庁科学技術振興局研究振興課課長補佐
 2003年 4月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長
 2004年 9月 同省生涯学習政策局社会教育課社会奉仕活動推進企画官
 2006年 1月 同省大臣官房国際課国際協力政策室長
 2007年11月 日本学術振興会国際事業部長
 2012年 8月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
 2015年 4月 日本原子力研究開発機構（JAEA）理事
 2017年 4月 文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
 2018年10月 同省国際統括官・日本ユネスコ国内委員会事務総長
 2020年 8月 宇宙航空研究開発機構（JAXA）理事
 2023年 4月 文部科学省科学技術・学術政策研究所所長
 2024年 6月 株式会社ウイガス 社外取締役
 2024年10月 国立大学法人九州大学 理事（現任）

重要な兼職の状況

国立大学法人九州大学 理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

●大山真末氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、文部科学省を中心とした長年にわたる教育政策・科学技術・イノベーション政策立案・推進及び国際連携・国際交流における豊富な経験に加え、コンプライアンス・ハラスメントを含む組織全体の運営及び人材育成、IT・DX施策の推進といった幅広い知識を有しており、社外取締役として専門的な立場から当社の戦略や施策への助言を行うことができることを期待して選任しております。

なお、同氏は過去に社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 金大仲氏は当社の親会社等に該当いたします。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大山真末氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。
3. 大山真末氏は社外取締役候補者であります。
4. 大山真末氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年3月末に更新をする予定です。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合には、再任候補者の金大仲氏、笠原一郎氏は引き続き被保険者となり、新任候補者の大山真末氏は新たに被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ② 保険料
保険料は全額会社負担としております。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における 地位及び担当	取締役会 出席回数 (当事業年度)
1	すぎたに ひとし 杉谷 仁司	男性	社外取締役 監査等委員（常勤） 指名報酬諮問委員	17/17回
		再任 社外 独立		
2	こと もとひろ 琴 基浩	男性	社外取締役 監査等委員 指名報酬諮問委員	17/17回
		再任 社外 独立		
3	なかにし かずゆき 中西 和幸	男性	社外取締役 監査等委員 指名報酬諮問委員	17/17回
		再任 社外 独立		

1

すぎたに
杉谷ひとし
仁司

(1958年6月7日生) 男性

所有株式数
取締役会出席状況
在籍年数400株
17/17回
2年

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 (株) 三菱銀行 (現 (株) 三菱UFJ銀行) 入行
 2009年 4月 同行 中野駅前支店長 兼 中野駅南口支店長
 2011年 9月 (株) ポイント (現 (株) アンドエスティHD) 執行役員総務部長
 2016年 3月 (株) 大塚家具 (現 (株) ヤマダデンキ) 執行役員財務部長
 2017年 3月 同社 取締役 常務執行役員
 2018年 6月 (株) エー・ピーカンパニー (現 (株) エー・ピーホールディングス) 専務取締役
 2020年 6月 同社 取締役 常勤監査等委員
 2024年 3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

●杉谷仁司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる金融機関での豊富な経験、また、上場企業の取締役及び監査等委員を歴任した経験に基づく知識と幅広い見解を、監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。
 なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

2

こと
琴もとひろ
基浩

(1966年2月6日生) 男性

所有株式数
取締役会出席状況
在籍年数320株
17/17回
9年10ヶ月

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1991年 9月 KPMGピートマーウィック（現KPMG税理士法人）入社
 1993年 9月 お茶の水総合事務所 入所
 1995年 6月 琴税理士事務所 所長（現任）
 2000年12月 （株）グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役（現任）
 2016年 4月 当社監査役
 2016年 5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

琴税理士事務所 所長
 （株）グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

●琴基浩氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が税理士の資格を有しており、職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験を、監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって9年10ヶ月となります。



再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1992年 4月 住友海上火災保険（株）入社
 1995年 4月 田辺総合法律事務所入所（現任）
 2007年 4月 第一東京弁護士会総合法律研究所
 会社法研究部会会長
 2010年 5月 （株）レナウン 社外取締役
 2012年 4月 国分寺市オンブズパーソン
 2012年 6月 オーデリック(株) 社外監査役
 2017年 6月 （株）VAZ 社外監査役
 2017年10月 金融庁企業会計審議会監査部会 臨時委員
 2018年 3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

田辺総合法律事務所 パートナー

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

●中西和幸氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、これらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社と杉谷仁司氏、琴基浩氏、中西和幸氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、杉谷仁司氏、琴基浩氏、中西和幸氏の再任が承認された場合は、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 杉谷仁司氏、琴基浩氏、中西和幸氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、杉谷仁司氏、琴基浩氏、中西和幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された場合には、引続き3氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び会計監査人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年3月末に更新をする予定です。
 本議案において杉谷仁司氏、琴基浩氏、中西和幸氏の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ② 保険料
 保険料は全額会社負担としております。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、年額300百万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として、ご承認をいただいております。

この度、本総会の決議事項第1号議案を原案どおりご承認いただいた場合、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名が就任する予定です。また、今般の社外取締役の役割に対する期待の高まりといった環境変化を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を現行の年額300百万円以内に据え置いたまま、その内訳として、社外取締役分の報酬限度額を新たに年額30百万円以内と定めたいと存じます。

本議案については、手続の客観性・透明性を確保したうえで、社外取締役を委員長とし独立社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会において審議され、その妥当性について答申を受けたうえで取締役会にて決議しており、その内容は相当であると判断しております。

なお、本総会の第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決いただいた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役は1名）となります。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

第3号議案に定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠として、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内として、ご承認をいただいております。また、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）による改正後の会社法（平成17年法律第86号）第361条第1項第5号イ、及び会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年法務省令第52号）による改正後の会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第98条の4第1項各号に基づき、2021年3月26日開催の当社第16回定時株主総会にて同報酬限度額にて再度ご承認をいただいております。

この度、本総会において第1号議案を原案どおりご承認可決いただいた場合、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名が就任する予定です。従前、当社においては、監査等委員である取締役及び社外取締役に対しては、現金報酬のみを付与し、株式報酬付与の対象外としておりました。しかしながら、社外取締役についても株主の皆様との利害を一致させ、中長期的な視点から企業価値向上へのインセンティブを付与することが取締役会全体の監督機能の一層の強化につながるものと考え、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額につき、以下の【株式報酬の内容】は変更することなく、従来通り年額100百万円以内としつつ、その内訳として、社外取締役分を10百万円以内とすることとし、譲渡制限付株式報酬の付与対象者に社外取締役を加えることについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案につきましては、社外取締役を含む取締役と株主の皆様との利害を一致させることにより、取締役会の監督機能の実効性を高め、中長期的な企業価値の向上に資するものであると考えております。

また、本議案の内容については、手続の客観性・透明性を確保したうえで、社外取締役を委員長とし独立社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会において審議され、その妥当性について答申を受けたうえで取締役会にて決議しており、その内容は相当であると判断しております。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役（対象取締役）の員数は、現金報酬は3名（うち社外取締役1名）、株式報酬は3名（うち社外取締役1名）となります。

【株式報酬の内容】

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終

値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の総数200,000株(2025年3月31日を基準日とする株式分割後は総数400,000株)を、各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を、当該分割比率または併合比率に応じて合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

加えて、譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役について、①禁錮以上の刑に処せられ、差押え等の処分を受け、または倒産手続が開始する等一定の事由が生じた場合、②競業を行い、または法令違反等の事実があると当社取締役会が認め、その他本割当株式を当社が無償で取得することが相当であると当社取締役会が決定して無償取得の旨を書面で通知した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位にあったことを条件と

して、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等に伴い対象取締役が、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなるときには、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

■ (参考) スキルマトリックス

当社グループは、「投資により未来価値を創出する」というGroupMissionを定め、人と事業に積極的な投資を行い、環境・社会において持続可能な価値創出の実現を目指し、ガバナンス体制の充実や、サステナビリティを重視した経営に取り組んでいます。

当社の取締役会は、多様な価値観のもと、企業価値の向上及び経営の透明性・健全性の維持等の観点からメンバーを構成しており、各々の経験・スキルを活かし、当社グループの長期構想である「GLM1000」及び2025年を初年度とした中期経営計画「GLM100」の実現を目指します。

本総会における第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の、取締役会構成は次のとおりとなり、独立社外取締役が過半数（7名中5名）を占めることとなります。

グローバル・リンク・マネジメント スキルマトリックス (取締役)										
氏名	当社における地位	企業経営 	不動産ビジネス 	IT DX 	サステナビリティ 	人的資本 	IR 広報 	ファイナンス 	法務リスク 	ガバナンス 
金 大仲	代表取締役社長	●	●		●	●				
笠原 一郎	取締役			●		●			●	●
大山 真未	取締役			●		●				●
杉谷 仁司	監査等委員 (常勤)						●	●	●	●
琴 基浩	監査等委員	●						●		
中西 和幸	監査等委員		●		●				●	●
板倉 麻貴	監査等委員	●						●	●	

グローバル・リンク・マネジメント スキルマトリックス (執行役員)										
氏名	当社における地位	企業経営	不動産ビジネス	IT DX	サステナビリティ	人的資本	IR 広報	ファイナンス	法務リスク	ガバナンス
富永 康将	上席執行役員		●							
平山 彰悟	上席執行役員		●	●						
鈴木 東洋	執行役員		●					●		●

グローバル・リンク・マネジメント スキルマトリックス（執行役員）

氏名	当社における地位	企業 経営	不動産 ビジネス	IT DX	サステナ ビリティ	人的 資本	IR 広報	ファイ ナンス	法務 リスク	ガバナンス
小澤ひろこ	執行役員				●	●		●		
飯利 誠	執行役員							●		
鈴木 英司	執行役員		●							
竹内 文弥	執行役員		●				●			
松尾しのぶ	執行役員					●				●

(※) 本表は各取締役・執行役員が有する全てのスキルを表すものではありません。

(※) 「企業経営」スキル保有者は、代表経験者（子会社、関係会社を除く。）等となります。

(※) 本表は2026年2月24日開催の取締役会にて決議された、2026年4月1日付の執行役員人事を反映しております。

■ スキルの内容及び選定理由

項目	スキルの内容及び選定理由
企業経営 	<p>組織マネジメントの観点から総合的な判断が求められているため、個別の専門性に偏らない事業経営・組織運営に関する経験・スキルが必要と考えます。</p>
不動産ビジネス 	<p>既存不動産事業の拡大及び関連新規事業への進出を通して、安全・安心な不動産を提供しつつ、収益構造の最適化を進めるために、不動産ビジネスに関する経験・スキルが必要と考えます。</p>
IT・DX 	<p>全社的なデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進に加え、サイバー攻撃対策を含む情報インフラの整備、新たな価値創造に向け先進情報技術を活用するためには、IT・DXに関する経験・スキルが必要と考えます。</p>
サステナビリティ 	<p>環境配慮型不動産の企画・開発などを通じて、サステナビリティ課題の解決に貢献し、当社の企業理念の一つである「環境・社会・当社の三方よし」を体現するために、サステナビリティに関する経験・スキルが必要と考えます。</p>
人的資本 	<p>当社は人材戦略を経営戦略の一つとし、人材の価値を最大限に引き出すことは中長期的な企業価値向上に繋がると考えています。人材育成方針・社内環境整備方針に基づき、人的資本経営を推進するために、人的資本に関する経験・スキルが必要と考えます。</p>
IR・広報 	<p>社会、資本市場とのコミュニケーションを円滑化し、当社の信頼を築くうえで、当社の経営戦略、財務状況、カルチャー等を正確かつ透明性のある情報発信を行うため、IR・広報の経験・スキルが必要と考えます。</p>
ファイナンス 	<p>当社の資本効率の最適化及び財務健全性の向上を行うために、財務に関する経験・スキルが必要と考えます。また、財務会計や内部統制のみならず経営管理において重要な役割を果たすことから会計に関する経験・スキルが必要と考えます。</p>
法務・リスク 	<p>企業の持続的な成長、「GLM1000」の実現に向け、広範なリスクに対応し、コンプライアンス・リスクマネジメントの徹底を図るため、法務・リスク管理に関する経験・スキルが必要と考えます。</p>
ガバナンス 	<p>監督と経営執行の分離を進めつつ、多様性があり高度な専門スキルを持つ社員を統合し、誠実で透明性の高い企業経営を進めるうえで、企業ガバナンスに関する経験・スキルが必要と考えます。</p>

■ (参考) 2025年度の活動ハイライト

■ グループ方針「GLM1000」及び2025年中期経営計画「GLM100」

当社グループは、グループ方針「GLM1000」及び「GLM100」を掲げ、経営を推進しております。



■2025年中期経営計画「GLM100」について

2025年中期経営計画「GLM100」財務目標（2027年12月期KGI）

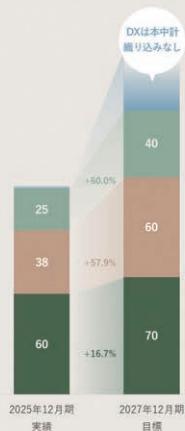
■ 2027年12月期で売上高1,000億円、経常利益100億円を目指す



「GLM100」一事業ポートフォリオ

2025年中期経営計画「GLM100」売上総利益の目標

- 不動産事業領域においては開発事業で安定的なビジネスを展開しつつ、土地企画事業・再生事業を新たな柱として成長を加速
- DX事業領域は業界別に顧客を獲得しながらフロー及びストック収益を増やし、次期中計の柱とすべく育成



領域	概要	目標値	2027年に向けて
DX	本中計には繰り込まないものの、獲得した引き合いや受注を計上していくことで、フロー収益、ストック収益を大きく拡大	本中計 繰り込みなし	育成・ 上振れ期待 ↑
再生	既存の中古物件を取得し、バリューアップ後に販売	売上総利益(率) 40億円 (20.0%)	成長ドライバー 売上高: 200億円
土地企画	権利調整や企画などを通して土地の付加価値を向上し、販売。オフバランスを一部活用しながらBSの負荷を軽くして展開	売上総利益(率) 60億円 (20.0%)	成長ドライバー 売上高: 300億円
開発	ESG不動産をオフバランスを活用しながら効率よく開発し、バルク販売	売上総利益(率) 70億円 (14.0%)	維持・微増 売上高: 500億円 →

「GLM100」－4つの成長戦略

2025年中期経営計画「GLM100」成長戦略ハイライト

01 投資家のニーズ起点のビジネスモデル構築
「不動産投資のパートナーとして投資家の需要を先に掴み、開発・提供する会社」を目指し、投資家のニーズ回収と、ニーズに合わせたアセットタイプの供給を通じ、投資家とのリレーションを構築・強化する

02 アセットタイプと収益モデルの拡充
レジデンス領域に加え、新たなアセットタイプとしてホテル、商業等へ展開
また、従来の開発事業の他、土地企画事業及び再生事業の収益モデルを拡大

03 DXの活用拡大
AIPeak社を軸としてREALeの社内実装を中心に、仕入から開発、販売までの不動産ビジネスのプロセスにおけるAI活用を推進

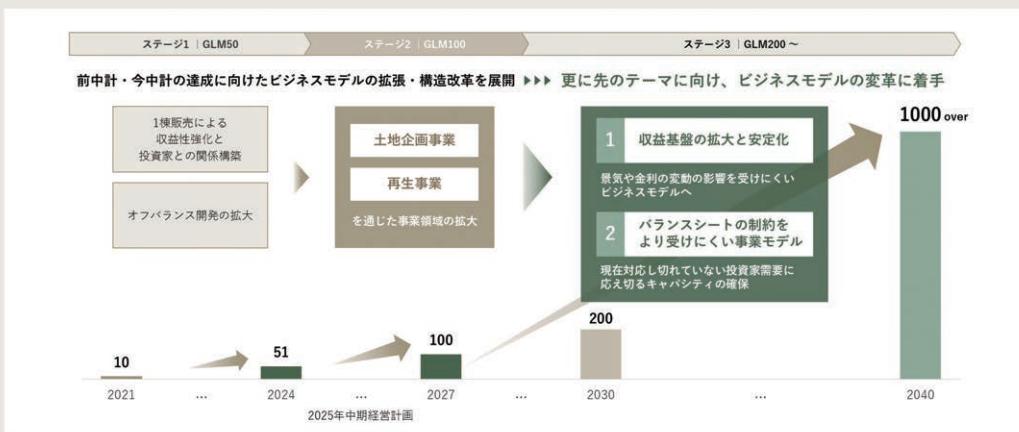
04 人的資本経営の体制構築と推進
平均給与業界ランキングNo.1を目指し、一人当たりの生産性向上に向け人事評価やインセンティブ設計等の体制を見直し

■グループ方針「GLM1000」に向けたビジネスモデルの変革について

「GLM1000」に向けた取り組みを開始しております。

GLM1000に向けたビジネスモデルの変革

- 過去、それぞれの中期経営計画の達成に向け、ビジネスモデルの拡張や構造改革を継続的に実施
- GLM200以降の成長に向け、当期以降ビジネスモデルの更なる変革に取り組む



「サステナビリティ方針」を見直し、「人材採用育成方針」を策定しました。



当社グループは、2023年12月に「サステナビリティ方針」、
「人材育成方針」及び「社内環境整備方針」を策定しました。こ
れらの方針は、企業理念の直下に位置づけられる重要な経営方針
です。

2024年11月にグループ理念策定に伴い、2025年12月に「サ
ステナビリティ方針」の改定を行うと共に、「人材育成方針」を
「人材採用育成方針」へと改称・刷新しました。

なお、「マテリアリティ」の見直しにつきましては、事業報告
1. 企業集団の現況(4)対処すべき課題「マテリアリティ」を参照
ください。

「サステナビリティ方針」

GLMグループは、GroupのMission『投資により未来価値を創出する』および、Vision『世界をリードするサステナブルな企業グループへ』の実現のために、大切な価値基準としてValue、また社員ひとりひとりが意識し行動すべきCultureを定めています。

「Value」には、『No.1』『挑戦』『共創』を掲げており、「Culture」には、『Respect』『Speed』『Open』『Clean』を定めています。

「Value」、「Culture」に基づき「Mission」、「Vision」を遂行するために、グループ方針『GLM1000』実現に向けGLMグループが注力すべきマテリアリティ（重要課題）を特定、2025年中期経営計画『GLM100』のアクションプランに組み込み、事業を通じて実行していくことが重要だと考えています。

GLMグループは、次の責任を果たすことで、Group Missionを遂行します。

- ・地球環境の課題解決に貢献します
- ・人権の尊重を含め、人的資本経営を積極的に推進します
- ・次世代を含むステークホルダーとの共創に努めます
- ・高い倫理観を持って、透明性の高い企業経営を実践します
- ・生産性を向上させ、持続的な利益成長を実現します

「人材採用育成方針」

GLMグループは
GroupMission・Visionの実現に向けて
Valueに共感し、Cultureを体現する
人材の採用および育成を目指します

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号

渋谷マークシティイースト内
渋谷エクセルホテル東急 6階
プラネッツルーム

連絡先：03-5457-0109（ホテル代表番号）

※会場には、本株主総会用の駐車場・駐輪場のご用意は
ございませんので、公共の交通機関をご利用ください
ますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

交通のご案内

JR（山手線・埼京線）

東京メトロ（銀座線・半蔵門線・副都心線）

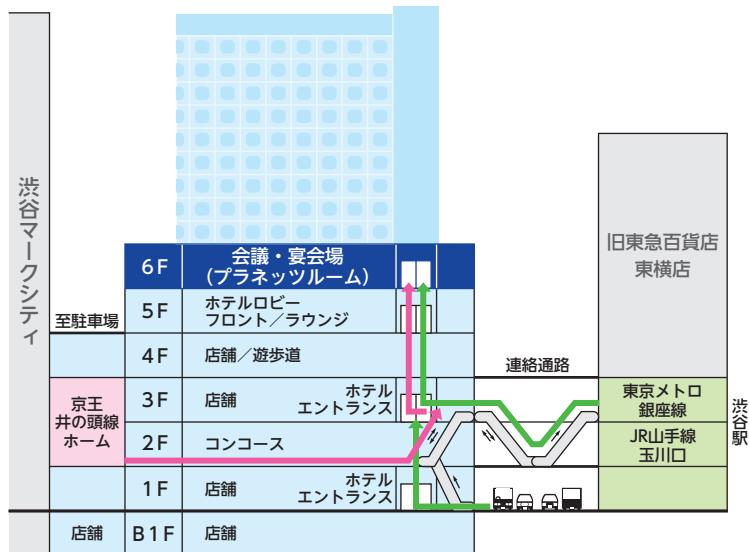
東急（東横線・田園都市線）

「渋谷駅」直結

京王井の頭線

「渋谷駅」上部

1階又は3階から渋谷エクセルホテル
東急専用エレベーターにて
6階にお越しください。



UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

